

令和 6 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 6 月 4 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3520〕

復興企画部地域振興課〔内線 4242〕

① 件 名
デジタルサイネージ及びベンチアートの設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、官民が連携した持続可能なまちづくりを進め、かわまちエリアの賑わい創出と拡大及び回遊性の向上を図るため、中心市街地における「駅前エリア」から「川沿いエリア」間を「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進する滞在快適性等向上区域に設定し、国の交付金の活用を図りながら各種事業を推進するため、石巻かわまちエリア都市再生整備計画を策定した。</p> <p>【目的】 同計画に位置付けた、デジタルサイネージ及びベンチアートの設置を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）</p> <p>【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性]】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 5 節 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進 1 持続可能な公共交通体系を構築する 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 4 中心市街地活性化を推進する</p> <p>石巻市総合交通計画 第 4 章 目標達成に向けた具体的な施策 方向性 4 公共交通に関する情報提供の多様化・デジタル化 施策 4-2 公共交通に関するデジタル情報の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 3 月 石巻かわまちエリア都市再生整備計画の策定 令和 5 年 3 月 石巻かわまちエリア都市再生整備計画の第 1 回変更 10 月 総合計画実施計画裁定（令和 6 年度～令和 8 年度） 11 月 石巻かわまちエリア都市再生整備計画の第 2 回変更（※デジタルサイネージ及びベンチアートの設置を基幹事業として位置付け） 令和 6 年 4 月 社会資本整備総合交付金の内示 5 月 令和 6 年度補正予算裁定</p>

⑤ 主な内容

1 デジタルサイネージ（商工課・地域振興課）

かわまちエリア及び石巻駅前広場に、中心市街地をはじめとする観光情報やバスの運行情報などが盛り込まれたタッチパネル式のデジタルサイネージを設置することで、中心市街地の賑わいの創出、回遊性及び公共交通の利便性向上を図る。

2 ベンチアート（商工課）

観光客の撮影スポットとなるようなマンガキャラクターのモニュメントが固定されたベンチを設置することで、中心市街地の賑わい創出と回遊性向上を図る。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻かわまちエリアにおける賑わいの創出と拡大及び回遊性の向上が図られる。

【市財政への負担】

事業費合計：35,000千円

(財源) 社会資本整備総合交付金：17,499千円

公共交通等債：4,800千円

一般財源：12,701千円

(内訳)

(単位：千円)

事業名	事業費	国費(※1)	地方債	一般財源
街なかデジタルサイネージ	10,859	5,429	-	5,430
公共交通デジタルサイネージ	13,471	6,735	-	6,736
ベンチアート（3台）※2	10,670	5,335	4,800	535

※1 都市再生整備計画の区域内において「滞在快適性等向上区域」を設定し、まちなかウォーカブル推進事業を活用するため、国費（社会資本整備総合交付金）の割合が50%

※2 ベンチアートについては、令和7年度に追加で2台設置予定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【県内自治体の実施状況】

1 デジタルサイネージ

宮城県（東北歴史博物館）、仙台市（地下鉄）、大崎市（本庁舎）

2 ベンチアート

なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年6月 市議会第2回定期会に関係予算案について提案

7月～ 事業者選定

～3月 設置完了

⑨ その他